

第 28 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 25 日（月）午前 9 時 28 分から 9 時 52 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
農業委員	1 番	古市	道則	3 番	池亀	昭次
	7 番	河野	律雄	8 番	寺田	誠
	10 番	西田	暁			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	柳田	和則
ハ.	中峯	哲義	ニ.	高田	正一
ホ.	小脇	浩一	ヘ.	中島	一三

4. 欠席委員

農業委員

2 番	中里	安男	4 番	牛野	進一郎
6 番	小山	重和	9 番	西田	三郎
11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	片板	大作	チ.	雨田	俊孝
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 18 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 28 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗
農地振興係長 戸川 修一郎
農地振興係主任 日高 隆一郎

総合農政課 農業再生対策係長 小川 浩輝

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 2 番、中里 安男 委員、4 番、牛野 進一郎 委員、6 番、小山 重和 委員、9 番、西田 三郎 委員、11 番、高田 照美 委員でございます。(農地利用最適化推進委員のうち) 片板 大作 推進委員、雨田 俊孝 推進委員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 28 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 7 番、河野 律雄 委員。8 番、寺田 誠 委員を指名します。

議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 18 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第 1 号 整理番号 1 番の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 1 件)について承認を求めるものです。

資料は 2 ページをご覧ください。

当初公告年月日は平成 28 年 1 月 29 日付け公告(平成 27 年度第 18 号)の一部変更の 1 件です。

3 ページをご覧ください。総括表の説明をいたします。

賃貸人は南種子町〇〇××番地 A・48 歳。賃借人は南種子町〇〇××番地 B・37 歳です。

土地の所在は、〇〇字△△××番及び××番、共に地目は 畑で、面積は 2 筆合計 ●●㎡、令和元年 10 月 31 日に合意解約されています。理由につきましては、「〇〇地区に農地集積を行っているため」とのことです。

合意解約通知書を 4 ページに、図面は 5 ページに添付していますが、場所は〇〇から〇〇に抜ける町道に入り〇〇住宅が並ぶ所の道反対のようで

す。お目通しをお願いいたします。

以上、議案第1号について説明を終わり、このことについて承認を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

議長 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 議長 質疑はありませんか。
議長 議長 (「異議なし。」の声あり)

議長 議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和元年度第28号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、議案第2号(賃借権案件)整理番号6番において、私、石堂が農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席いたします。

(石堂 かよ子 会長、降壇並びに退場)

事務局 事務局よりここで議事の進行について、お諮りしたいと思います。本日は、西田 三郎 会長職務代理が欠席であります。議事の進行におきましては、(会長並びに会長職務代理が共に不在の場合)総会規程には明記されておりません。また、過去の農業委員会定例総会におきまして、前例がございません。以上のことから委員の皆様にお諮りしたいと思います。議事の進行につきまして、寺田 誠 振興部長をお願いしたいと思います。が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

事務局 事務局 ありがとうございます。それでは議事の進行につきましては、寺田 誠 振興部長をお願いいたします。

(寺田 誠 振興部長、登壇)

議長代理(振興部長) それでは、議事の進行をいたします。

議長代理(振興部長) 議案第2号 整理番号6番の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 事務局 資料8ページをお開きください。

議長代理(振興部長) 議案第2号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和元年11月29日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権6件の内1件)を定めたいので承認を求めるものです。

議長代理(振興部長) それでは、局長からもありましたように、資料は11ページの整理番号

6番を説明いたします。

整理番号6番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・83歳、経営面積は●●㎡。利用権の設定を受ける者は、〇〇××番地 D・70歳、経営面積は●●㎡。

土地の所在は、〇〇字△△××番・同番×・同番×・同番×・同番×の5筆で、5筆ともに地目は田で、面積合計は●●㎡です。賃借料は10アール当り1万円、存続期間は5年です。

図面については18ページをご覧ください。場所は〇〇の△△集落のようです。

賃借権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号（整理番号6番）の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。説明を終わります。

議長代理（振興部長） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長代理（振興部長） 質疑はありますか。

（「異議なし。」の声あり）

議長代理（振興部長） 異議がないようですので、議案第2号 整理番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 整理番号6番については原案のとおり決定いたしました。

石堂 かよ子 委員の入場を求めます。それでは、議事の進行を変わりませぬ。

（寺田 誠 振興部長、降壇）

（石堂 かよ子 会長、入場並びに登壇）

議長 それでは、引き続き事務局より議案第2号 残りの案件の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 それでは9ページをご覧ください。

期間の始期を令和元年12月1日から令和6年11月30日が終期の5年間存続で、先ほど1件は説明したので残りの2件です。その下段に令和7年11月30日が終期の6年間存続、地目は畑で、面積は●●㎡が1件です。更にその下段に令和11年11月30日が終期の10年間存続で、地目は田、面積は●●㎡・畑、●●㎡の2件です。

資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 E・83歳、経営面積●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地

F・64歳、経営面積は●●㎡です。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡、使用貸借権で、存続期間は10年です。

整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 G・82歳、経営面積は●●㎡。利用権の設定を受ける者は H、経営面積は●●㎡です。

土地の所在は、○○字△△××番及び同番×、存続期間は6年で、賃借料は10アール当り○○円です。

整理番号3番。利用権の設定をする者は、中種子町○○××番地 I・82歳、経営面積は●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 J・57歳、経営面積は●●㎡です。内容及び図面等については、お目通しください。

次のページ(11ページ)をご覧ください。

整理番号4番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 K・86歳、経営面積●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 N・47歳、経営面積は●●㎡です。

土地の所在は、○○字△△××番と同番×、地目は畑で、2筆の面積合計●●㎡。賃借料は○○円の現金払いです。その他内容については16ページの図面とともにご確認ください。

整理番号5番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 M・87歳、経営面積は●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 N・61歳、経営面積は●●㎡です。

土地の所在は、○○字△△××番及び同字××番、地目は田で、賃借料は粃〇俵の現物渡りで存続期間は5年となっています。その他の内容についてはお目通し願います。また、17ページに図面をお示ししています。

賃借権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・O、譲受人・J 外3件 を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
19ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、東大阪市〇〇×丁目××-×× O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

ほかに、〇〇字△△に3筆、〇〇字△△に1筆の合計で5筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は21ページから添付しています。

この件につきましては、11月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私、石堂がいたします。

5番委員 整理番号1番。Oさんは大阪在住の方でございます。早くから大阪に出ていた方で、出身は〇〇地区△△集落なんですけど、△△に住んでいる時に農地がありまして、種子島にはおそらく帰郷する予定がないことから、農地をすべて処分したいということで、Jさんへの所有権移転でございます。売買によるものですが、Jさんは大々的に農業をやっている方ですので、支障はないものと思います。以上です。

議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、対象地・〇〇字△△××番 を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。総合農政課 小川係長。

農業再生対策係長

それでは議案第4号について、ご説明させていただきます。

議案第4号は、農業振興地域整備変更計画に対して意見を求めるものがあります。資料は30ページからご覧ください。

今回の変更申請については、農用区域からの除外の1件でございます。申請者はP、変更しようとする土地は、大字〇〇字△△××番であります。除外面積は●●アールでございます。変更後の用途につきましては、一般住宅用土地であります。詳細につきましては、(30-1から30-3、31ページから37ページまでの)添付の資料のお目通しをお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、河野委員。

7番委員 内容は分かりましたが、1つ質問があります。場所はどの辺りになりますか。

議長 はい、小川係長。説明をお願いします。

農業再生対策係長 場所は〇〇地区 △△集落のQさんの家から△△の方へ向かって、旧道に入っていくところの一番角の方になります。

議長 河野委員、よろしいですか。

7番委員 はい。分かりました。

議長 ほかに、質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。